

事業番号 ①

行政事業レビューシート (公正取引委員会)						
予算事業名	独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費(※1)		事業開始年度	平成20年度(※2)	作成責任者	
担当部局庁	官房		担当課室	総務課審決訟務室	田中 久美子	
会計区分	一般会計		上位政策	公正かつ自由な競争の促進		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独占禁止法第66条第3項, 同第70条の10, 同第82条第2項		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	独占禁止法違反に対する行政処分である審決を行うに当たって、当該行政処分の名宛人の利益が不当に損なわれないよう、当該行政処分の手続の適正を確保することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①審決により、課徴金納付命令の全部又は一部を取り消した場合において、納付された額及びその額に政令で定める一定率を乗じて計算した額を還付することとされており、当該還付に備えるため、②国家賠償法に基づく損害賠償請求等について、国が賠償金等を支払う旨の判決がなされたときに当該賠償金等を支払うために、予算を計上しているもの。					
実施状況	平成21年度においては課徴金の還付、賠償金等の支払は生じていない。					
予算の状況 (単位:百万円) (※3)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	3	3	3	3	3
	執行額	0	0	0		
	執行率	0	0	0		
	総事業費(執行ベース)	0	0	0		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出実績なし。				
	見直しの余地	課徴金制度においては、既に課徴金を事業者が納付している場合には、審決等により納付命令が取り消され、課徴金を還付する必要性が常に想定されることから、現状の事業を継続することが適当。				
化予 チー ー監 ム視 の・ 所効 見率	制度上必要な予算措置であり、継続する。					
補 記	※1 本予算事業のうち、行政事業レビューの対象となる「賠償償還及払戻金」についてシートを記載している。 ※2 本予算事業の開始年度は、予算事項の組替のあった平成20年度としているが、「賠償償還及払戻金」については、平成15年度に審決取消訴訟事件判決に伴い払戻金を支払う必要が生じたため課目設置の上流用し、平成16年度当初予算より予算措置されている。 ※3 本予算事業のうち、行政事業レビューの対象となる「賠償償還及払戻金」に係る予算の状況を記載している。					

支出実績なし。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

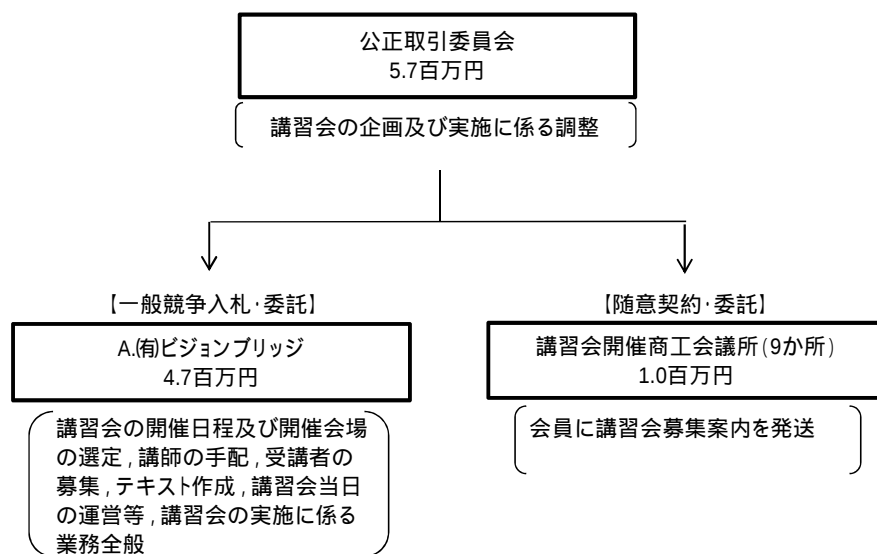
A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

事業番号

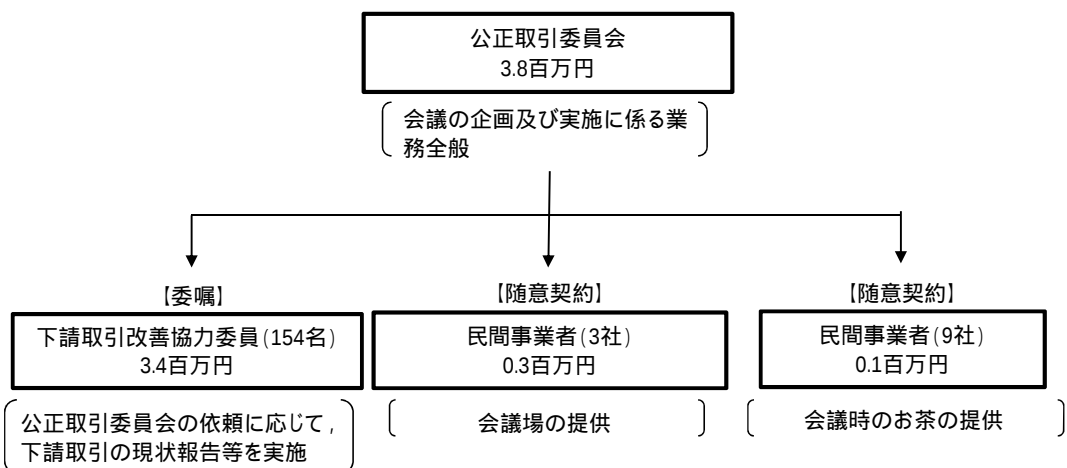
行政事業レビューシート (公正取引委員会)						
予算事業名	下請法違反行為に対する措置等に必要な経費 (1)		事業開始 年度	平成20年度(2)		作成責任者
担当部局	経済取引局取引部		担当課室	取引企画課 取引企画課相談指導室 企業取引課		東出 浩一 河野 琢次郎 杉山 幸成
会計区分	一般会計		上位政策	公正かつ自由な競争の促進		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	独占禁止法第23条第4項 下請法第1条		関係する計 画、通知等	著作物再販制度の取扱いについて(平成13年3月 23日 公正取引委員会)		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	下請法違反行為に対して迅速かつ厳正に対処するとともに、研修・相談等を通じて独占禁止法・下請法違反行為の未然防止を図ること等により、中小事業者に不当に不利益を与える行為を中心として、不公正な取引方法に関する規制を的確・着実にを行う。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	別添参照 (1)著作物再販協議会、(2)独占禁止法等講習会、(3)下請取引改善協力委員会議、(4)下請取引改善研修会)					
実施状況	別添参照 (1)著作物再販協議会、(2)独占禁止法等講習会、(3)下請取引改善協力委員会議、(4)下請取引改善研修会)					
予算の状況 (単位:百万円) (3)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	15	16	16	11	0
	執行額	16	15	10		
	執行率	107%	97%	59%		
	総事業費(執行ベース)	16	15	10		
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	十分な水準となっている。				
	見直しの 余地	別添参照 (1)著作物再販協議会、(2)独占禁止法等講習会、(3)下請取引改善協力委員会議、(4)下請取引改善研修会)				
予算・ 監視・ 所効 見率	別添参照 (1)著作物再販協議会、(2)独占禁止法等講習会、(3)下請取引改善協力委員会議、(4)下請取引改善研修会)					
補 記	1 本予算事業のうち、行政事業レビューの対象となる「(1)著作物再販協議会」、「(2)独占禁止法等講習会」、「(3)下請取引改善協力委員会議」、「(4)下請取引改善研修会」についてシートを記載している。 2 本予算事業の開始年度は、予算事項の組替のあった平成20年度としているが、「(1)著作物再販協議会」については平成13年度から、「(2)独占禁止法等講習会」については平成12年度から、「(3)下請取引改善協力委員会議」については平成4年度から、「(4)下請取引改善研修会」については平成9年度から、それぞれ予算措置されている。 3 本予算事業のうち、行政事業レビューの対象となる「(1)著作物再販協議会」、「(2)独占禁止法等講習会」、「(3)下請取引改善協力委員会議」、「(4)下請取引改善研修会」に係る予算の状況を記載している。					

〔(1)著作物再販協議会〕
支出実績なし。

〔(2)独占禁止法等講習会〕



〔(3)下請取引改善協力委員会議〕



〔(4)下請取引改善研修会〕
支出実績なし。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者につ いて記載する。使途と費目 の双方で実情が分かるように 記載）	A.(有)ビジョンブリッジ			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	事務費	受講者募集, 当日運営, 報告業務等	2.2			
	人件費	講師謝礼, 旅費, 宿泊費	1.4			
	会場費	会場借り上げ料	0.7			
	管理費	会場費, 人件費及び事務費の合計の5	0.2			
		消費税	0.2			
	計		4.7	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0	
D.			H.			
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)	
計		0	計		0	

(1)著作物再販協議会(取引企画課)		
事業概要		著作物再販適用除外制度につき、現行制度下での可能な限りの弾力的運用による消費者利益向上のための取組を検証・検討するなど、著作物の流通についての意見交換を行う。
実施状況		平成21年度は開催実績なし。
自己点検	見直しの余地	著作物再販適用除外制度の弾力的運用の検証等の在り方についてより効率的な方法を検討する。
化予 チ算 ー監 ム視 の・ 所効 見率	著作物再販適用除外制度の弾力的運用による消費者利益向上のための取組を検証・検討する場として、効率的でないため、本協議会を廃止する。	

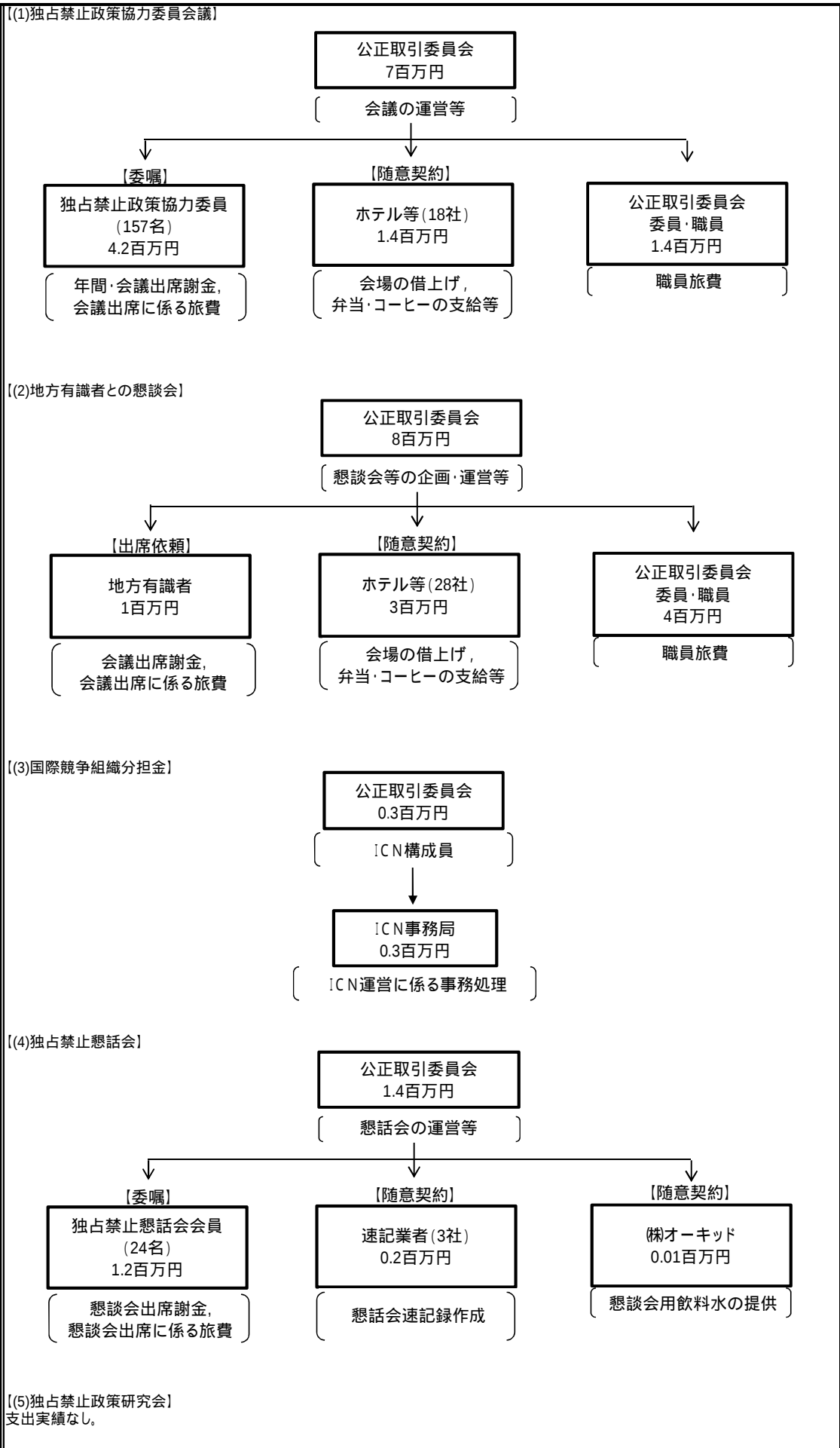
(2)独占禁止法等講習会(取引企画課相談指導室)		
事業概要		中小事業者の独占禁止法及び下請法等の概要についての理解を促進するとともに、個別具体的な相談に応じるため、全国で講習会を開催する。
実施状況		全国9か所で開催し、767名が参加。32件の個別相談を受け付け。
自己点検	見直しの余地	平成21年度においては、全国9か所で開催し、767名が参加、32件の個別相談を受け付けた。しかし、全国には400万を超える数の中小事業者が存在し、講習会という方法で、より多くの中小事業者に独占禁止法・下請法の概要を理解してもらうには限界がある。また、平成21年度には、全体で12,632件の相談を受け付けており、講習会で個別相談に応じる必要性は乏しくなっている。したがって、本事業は廃止し、以下のとおり見直しを行う。 全国の商工会議所等において、会員からの相談業務に従事する経営指導員を対象として研修会等を実施しているところ、これらの研修会等に積極的に講師を派遣し、分かりやすい資料を用い、説明も工夫して、経営指導員に独占禁止法・下請法の概要についてより容易に理解してもらえるようにし、経営指導員が会員中小事業者に分かりやすく説明できるようにすることにより、会員中小事業者の独占禁止法・下請法の理解を促進する。 経営指導員が必要に応じて会員中小事業者に配布して説明できるよう、常時携帯できるような独占禁止法・下請法のパンフレットを作成する。
化予 チ算 ー監 ム視 の・ 所効 見率	広く中小事業者に独占禁止法・下請法に対する理解を得るための施策として効率的でないため、本講習会を廃止する。	

(3)下請取引改善協力委員会議(企業取引課)		
事業概要		下請法的確な運用に資するため、全国各地域における下請取引の事情に明るい者等約150名を下請取引改善協力委員とし、下請取引の状況等につき情報収集・意見交換を定期的に行う。
実施状況		平成21年6月に全国8か所で、同年11月に全国10か所で会議を開催。
自己点検	見直しの余地	全国各地域における下請取引の事情に明るい下請取引改善協力委員から、最近の下請取引の状況等につき情報収集・意見交換を行う機会は重要である。また、同会議の運営に係る費用は、ほぼ、下請取引改善協力委員への謝金及び下請取引改善協力委員会議への出席に伴う旅費であることから、予算執行上の見直しの余地は乏しい。
化予チー算監視の所効見率		
会議は廃止し、下請取引改善協力委員制度を情報収集、協力依頼のための接点として別途、活用する。		

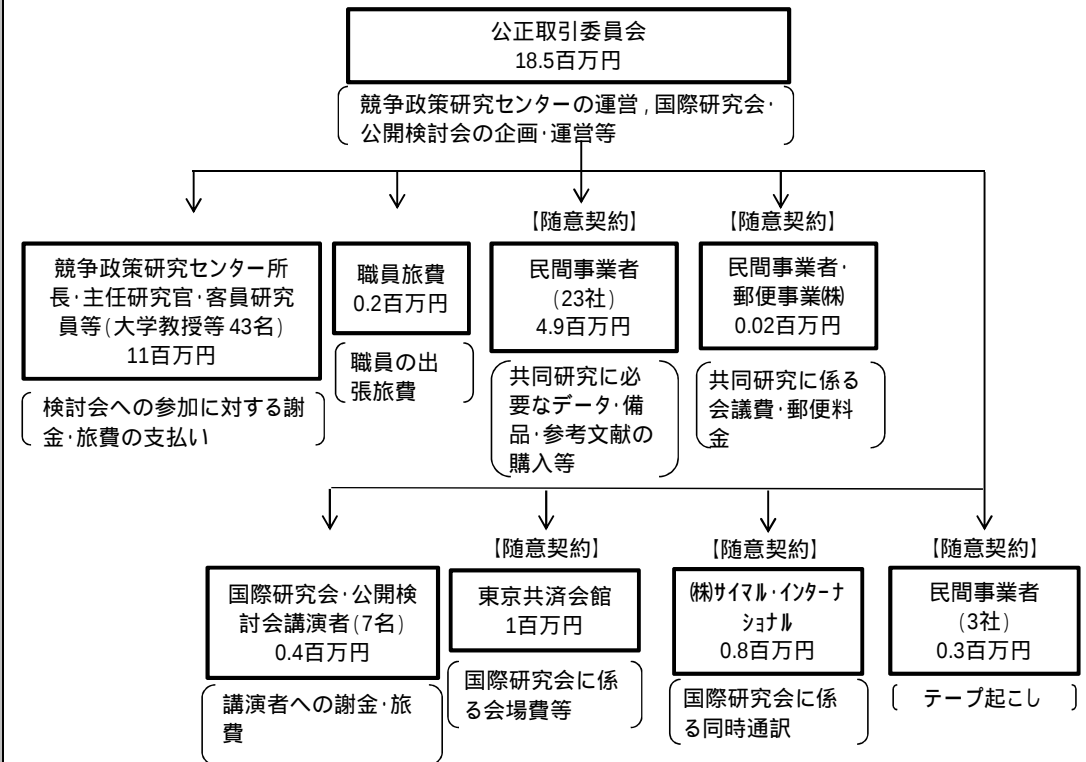
(4)下請取引改善研修会(企業取引課)		
事業概要		下請法についての親事業者向け及び下請事業者向け研修会を全国で開催する。
実施状況		講習会等への参加希望が増加しているところ、平成21年度においては、より多くの講習会等を開催できるようにするため、実施作業の外部委託をとりやめ、新たに「業種別講習会」(注1)及び「公取委による中小事業者のための移動相談会」(注2)を実施することにより、開催数を増加させた。 (注1)これまで独占禁止法違反行為が見られた業種、各種の実態調査で問題が見られた業種等の事業者を対象に、公正取引委員会の職員が、優越的地位の濫用規制及び下請法について各業種に即した分かりやすい具体例を用いること等により説明を行うもの。 (注2)下請事業者をはじめとした中小事業者からの要望に応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出張し、優越的地位の濫用規制及び下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行うもの。
自己点検	見直しの余地	平成21年度予算の執行段階から、同研修会は実施せず、他の講習会、相談会等に振り替えており、平成22年度予算において当該経費を計上していない。
化予チー算監視の所効見率		
廃止(平成22年度予算において措置済み)。		

行政事業レビューシート (公正取引委員会)						
予算事業名	競争政策の普及啓発等に必要な経費(1)		事業開始年度	平成20年度(2)		作成責任者
担当部局庁	官房, 経済取引局		担当課室	官房総務課 官房国際課 経済取引局総務課 経済取引局総務課企画室 経済取引局総務課経済調査室 経済取引局調整課		菅久 修一 山田 弘 南部 利之 佐久間 正哉 荒井 弘毅 藤本 哲也
会計区分	一般会計		上位政策	公正かつ自由な競争の促進		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	独占禁止法第41条, 同第43条		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	独占禁止法等の内容と公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに, 国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することにより, 競争政策に対する国民的理解の増進を図り, もって, 事業者及び事業者団体による独占禁止法等の違反行為の未然防止と今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ること等を目的としている。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添参照 ((1)独占禁止政策協力委員会議, (2)独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会, (3)国際競争組織分担金, (4)独占禁止懇話会, (5)独占禁止政策研究会, (6)競争政策研究センター, (7)適用除外分野・政府規制分野・規制影響分析手法に係る実態調査・検討会議)					
実施状況	別添参照 ((1)独占禁止政策協力委員会議, (2)独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会, (3)国際競争組織分担金, (4)独占禁止懇話会, (5)独占禁止政策研究会, (6)競争政策研究センター, (7)適用除外分野・政府規制分野・規制影響分析手法に係る実態調査・検討会議)					
予算の状況 (単位:百万円) (3)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	47	52	49	36	30
	執行額	39	41	43		
	執行率	82%	79%	86%		
	総事業費(執行ベース)	39	41	43		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	十分な水準となっている。				
	見直しの余地	別添参照 ((1)独占禁止政策協力委員会議, (2)独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会, (3)国際競争組織分担金, (4)独占禁止懇話会, (5)独占禁止政策研究会, (6)競争政策研究センター, (7)適用除外分野・政府規制分野・規制影響分析手法に係る実態調査・検討会議)				
予算監視の所見率	別添参照 ((1)独占禁止政策協力委員会議, (2)独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会, (3)国際競争組織分担金, (4)独占禁止懇話会, (5)独占禁止政策研究会, (6)競争政策研究センター, (7)適用除外分野・政府規制分野・規制影響分析手法に係る実態調査・検討会議)					
補記	1 本予算事業のうち, 行政事業レビューの対象となる「(1)独占禁止政策協力委員会議, 「(2)独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会, 「(3)国際競争組織分担金, 「(4)独占禁止懇話会, 「(5)独占禁止政策研究会, 「(6)競争政策研究センター, 「(7)適用除外分野, 政府規制分野, 規制影響分析手法に係る実態調査・検討会議」についてシートを記載している。 2 本予算事業の開始年度は, 予算事項の組替のあった平成20年度としているが, 「(1)独占禁止政策協力委員会議」については平成11年度から, 「(2)独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会」については昭和54年度から, 「(3)国際競争組織分担金」については平成17年度から, 「(4)独占禁止懇話会」については昭和44年度から, 「(5)独占禁止政策研究会」については平成14年度から, 「(6)競争政策研究センター」については平成15年度から, 「(7)適用除外分野, 政府規制分野, 規制影響分析手法に係る実態調査・検討会議」については昭和55年度から, それぞれ予算措置されている。 3 本予算事業のうち, 行政事業レビューの対象となる「(1)独占禁止政策協力委員会議, 「(2)独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会, 「(3)国際競争組織分担金, 「(4)独占禁止懇話会, 「(5)独占禁止政策研究会, 「(6)競争政策研究センター, 「(7)適用除外分野, 政府規制分野, 規制影響分析手法に係る実態調査・検討会議」に係る予算の状況を記載している。					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

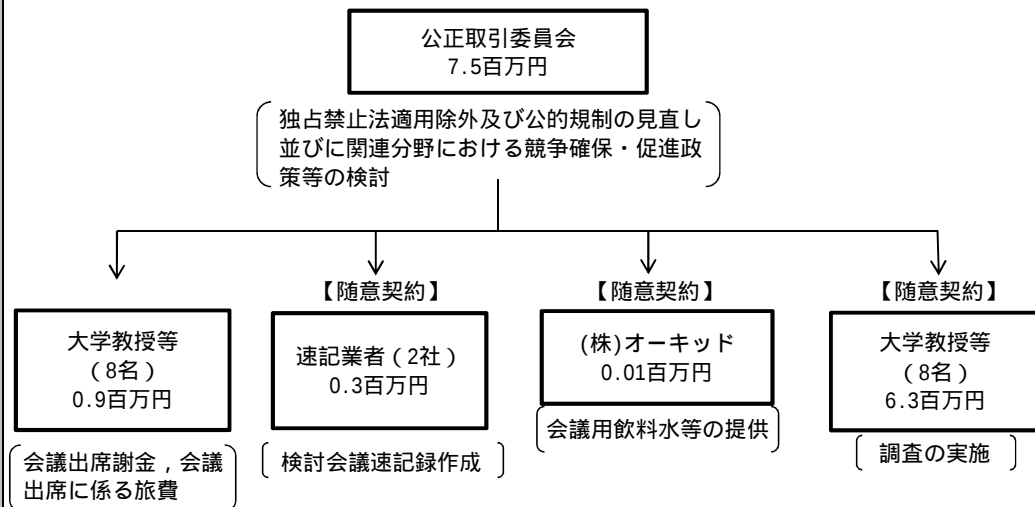


〔(6)競争政策研究センター〕



資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

〔(7)適用除外分野，政府規制分野，規制影響分析手法に係る実態調査・検討会議〕



費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

(1)独占禁止政策協力委員会議(官房総務課)		
事業概要		全国各地域の有識者に対して、独占禁止政策協力委員の職を委嘱し、協力委員は、各ブロックにおいて独占禁止政策協力委員会議に出席して意見・要望を提出するほか、公正取引委員会が実施するアンケート調査等への協力、一般国民に対する独占禁止法等の普及啓発を行う。
実施状況		全国各地域の有識者150名を委員に委嘱。平成21年5月から6月までの間に全国9都市において、平成22年1月から2月までの間に全国2都市において会議を開催。また、平成21年10月から平成22年3月までの間に84名の委員からヒアリング調査を実施。
自己点検	見直しの余地	公正取引委員会の広報活動について、ウェブアンケート調査を行ったところ、独占禁止政策協力委員会議については67%の者が当該取組について「有意義である」又は「ある程度有意義である」と回答しており、今後の運営については「内容を分かりやすくすべき」、「会議の回数を増やすべき」との意見が寄せられている。以上から、今後も積極的に協力委員会議を開催するとともに、会議の内容等について透明性の向上を図る必要がある。
化予 チ算 ー監 ム視 の・ 所効 見率	会議は廃止し、独占禁止政策協力委員制度を情報収集、協力依頼のための接点として別途、活用する。	

(2)独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会(官房総務課)		
事業概要		公正取引委員会の最近の活動状況等について、各地域の主要経済団体、消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会の委員等とが意見交換を行うとともに、講演会を開催。このほか、全国各地域において、地方事務所長等の事務総局職員と有識者との懇談会も随時開催。
実施状況		平成21年10月に、全国9都市において、各地域の主要経済団体、消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会の委員等とが意見交換を行うとともに、講演会を開催。このほか、全国各地域において、地方事務所長等の事務総局職員と有識者との懇談会も開催(79回)。
自己点検	見直しの余地	公正取引委員会の広報活動について、ウェブアンケート調査を行ったところ、独占禁止政策に係る地方有識者との懇談会については、59%の者が当該取組について「有意義である」又は「ある程度有意義である」と回答しており、今後の運営については「内容を分かりやすくすべき」、「懇談会の回数を増やすべき」との意見が寄せられている。以上から、今後も積極的に協力委員会議及び懇談会を開催するとともに、会議の内容等について透明性の向上を図る必要がある。
化予 チ算 ー監 ム視 の・ 所効 見率	従来、広報事業として実施していたものを、(4)独占禁止懇話会と同様の意見聴取機能に特化させ、(4)独占禁止懇話会の地方版として整理・統合するとともに、積算を見直し抜本的改善を図る。	

(3)国際競争組織分担金(官房国際課)		
事業概要		各国競争当局のネットワークである国際競争ネットワーク(ICN)の運営経費の一部を負担。
実施状況		分担金としてICNに対し3,000米ドル支払(国民一人当たりのGDPにより各国を段階分けし、段階ごとの最低負担額を決定。当委員会が属する段階の最低負担額3,000米ドルを支払っている)。
自己点検	見直しの余地	主要な競争当局が参加するICNの活動に積極的に取り組むことは、公正取引委員会の国際的プレゼンスの向上に資するものであり、国民一人当たりのGDPにより割り当てられた最低負担額を支払っていることから、分担金の負担を継続することが適当。
予算監視の所見率 各国競争当局が参加する本組織に参加することは有用であり、当該組織への参加のために必要な分担金であることから、当該予算措置を継続する。		

(4)独占禁止懇話会(経済取引局総務課)		
事業概要		経済社会の変化に即応して独占禁止政策を有効かつ適切に推進するために有識者から広く意見を聴取するとともに競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を年3回程度開催し、学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者と意見交換を実施。
実施状況		平成21年度においては、平成21年4月、同6月、同11月、平成22年3月の計4回開催。
自己点検	見直しの余地	公正取引委員会の委員長及び委員と有識者との間の競争政策に関する意見交換の場として、また、競争政策の一層の理解を求める場として、独占禁止懇話会を引き続き開催する必要がある。
予算監視の所見率 公正取引委員会が、学会、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等と意見交換を行うための会議であり、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するために必要であることから、継続する。		

(5)独占禁止政策研究会(経済取引局総務課企画室)		
事業概要		経済のグローバル化や経済構造の変化等に即応して、競争政策を有効かつ適切に推進するため、独占禁止法の法制上・運用上の問題点等について、学識経験者を構成員とする研究会を開催し、検討を行う。
実施状況		平成21年度は開催実績なし。
自己点検	見直しの余地	今後、独占禁止法の改正を含む検討は本研究会とは別の方式により検討を進めることが見込まれているため、研究会に係る経費を廃止する。
化予 チ算 ー監 ム視 の・ 所効 見率 近年、開催実績がなく、今後も開催の必要性が見込まれないことから、廃止する。		

(6)競争政策研究センター(経済取引局総務課経済調査室)		
事業概要		公正取引委員会職員と外部の研究者や実務家との協働による共同研究等を行い、独占禁止法及び関連する法律の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的な基礎を強化するための活動を推進する。また、そのような活動等について、一般の方に情報発信し討議するための公開検討会を開催するとともに、国内外の学識経験者等との知の共有を図るための国際研究会を開催する。
実施状況		平成21年度においては、共同研究を8本実施し、これに係る研究会を34回開催。また、国際研究会を1回、公開検討会を3回開催。
自己点検	見直しの余地	いわゆる経済の高度化、ボーダレス化が進展する中で、公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し、経済学的、あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高くなっている。そのため、同事業は、非常に有用であることから継続をしていくこととする。
化予 チ算 ー監 ム視 の・ 所効 見率 共同研究について、学問的成果と政策との接点を重視する研究から、実務への活用を中心とした研究に力点を移す。実務のニーズをタイムリーに把握した上で研究を実施するために、国内外の競争当局や学会との意見交換や議論の交流機会を増やす。また、競争政策研究センターの認知度を高めることによって、同センターの共同研究に対する有識者等の関心を高め、共同研究に参加する有能な人材を獲得し、共同研究の成果充実を図る。そのために、積極的に国内外の研究機関やシンポジウム等で成果を報告する機会を設けるようにする。 上記の改善を行いつつ、独占禁止法及び関連する法律の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的基礎の一層の強化を図る。		

(7)適用除外分野，政府規制分野，規制影響分析手法に係る実態調査・検討会議(調整課)		
事業概要		独占禁止法適用除外分野及び政府規制分野における公正かつ自由な競争を促進するために必要な取組を実施するため、当該分野における事業活動等の実態を調査する。また、我が国における社会的・経済的情勢の変化を踏まえ、公的規制の見直し及び関連分野における競争確保・促進政策等について、学識経験者及び有識者を構成員とする会議(政府規制等と競争政策に関する研究会)を開催し検討を行う。
実施状況		平成21年度においては、EU等における、電力、外航海運、電気通信、水産、保険の各分野に関する規制の実情等、米国及びオーストラリアにおける競争評価の実情等について、大学教授等に対し8件の実態調査を委託。また、国際拠点空港等における国際航空貨物の輸出入に係る競争実態調査、通信・放送の融合の進展下における放送分野の競争政策の在り方、地球温暖化対策における経済的手法を用いた施策に係る競争政策上の課題～国内排出量取引制度における論点～について検討会を6回開催。
自己点検	見直しの余地	行政支出総点検会議指摘事項(平成20年12月1日)等を踏まえ、平成22年度予算においては、委託調査に係る経費の計上を行わず、必要な調査は職員等が行うこととした。また、検討会議については、公的規制の見直し及び関連分野における競争確保・促進政策を実行する上で重要なものであるため、事業を継続する必要性は高いものであり、その運営に当たっては、効率的に行っており、予算執行上の見直しの余地は乏しい。
予算・監視の効率化	実態調査の委託は廃止し、職員自らの調査に切り替える(平成22年度より実施済み)。検討会議は、政策判断のための情報収集の一環として専門家の意見を効率的に聴取する場として維持する一方、開催回数を見直すことで、抜本的改善を図る。	